

令和 7 年度葛飾区監査基本計画

令和 7 年 4 月 9 日

監 査 委 員 決 定

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関として、区民の負託を受け、公正不偏の立場から財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査等を行い、適正かつ効率的な行財政運営を確保することを責務としている。

本区においては、行政需要のさらなる多様化・複雑化やデジタル技術の進展などにより、各所管において職員が担う業務は高度化、複雑化、広範化している。一方で、若年層の職員比率の増加に伴い、職員の基礎的な知識の欠如や確認方法のスキル低下が課題となっており、事務事業の適正な執行を阻害するリスクが高まっている状況が続いている。

これらのリスクに対処するため、本区では予算執行管理表の活用等を通じて、チェック体制の強化やリスクマネジメントの徹底を図っているところである。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年度の監査は、事務処理上のリスクをさらに明らかにするとともに、予算執行管理表をはじめ、各課が主体的に行う内部統制の実効性を向上させる観点から、以下の基本方針のもとに実施する。

- (1) 事務事業や予算執行が、法律・条例等に基づき適正、正確かつ迅速に処理されているかを審査する。その際、事務事業の経済性や有効性、効率性などの観点にも十分に留意して行う。
- (2) 監査対象のリスクを考慮し、効果的・効率的な監査等を行うとともに、公金の管理方法や予算執行管理表を含めた事務処理のチェック体制など、各課が主体的に行う内部統制の状況を確認し、事故やミスの防止対策の推進に向けた支援を行う。
- (3) 監査の実効性を高めるため、問題点や誤りの発見だけでなく、指摘及び勧告に基づき講じた措置の報告を求めることにより、改善状況を的確に把握し、再発防止の徹底に向けてフォローアップを行う。
- (4) 監査結果等を教材に、それぞれの職場が事務処理上の問題点の発見や是正、業務改善を行うなどの自浄作用につなげられるように、全庁的な周知徹底を行う。
- (5) 区政に対する区民の信頼確保に努めるため、監査結果等は、区民に分かりやすい内容・表現で、速やかに公表を行う。

2 監査基本計画

葛飾区監査基準に基づき、令和7年度の監査基本計画は、次のとおりとする。また、各監査区分の詳細については、各実施計画において定めるものとする。

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、監査対象を3つに区分して以下のとおり実施する。

- ・ 第1回定期監査は、庁内各課等を対象に4月上旬から10月上旬の期間に実施する。
- ・ 第2回定期監査は、教育委員会事務局及び学校を対象に9月下旬から2月上旬の期間に実施する。
- ・ 第3回定期監査は、庁内以外の事務所及び行政委員会等を対象に12月下旬から3月下旬の期間に実施する。

(2) 工事監査

計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているか、年2回監査する。また、併せて、抽出した工事現場について監査委員による実地監査を実施する。

- ・ 第1回工事監査は、4月上旬から10月上旬の期間に実施する。
- ・ 第2回工事監査は、9月下旬から3月下旬の期間に実施する。

(3) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げており、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。なお、行政監査は、必要に応じて実施することとし、テーマは、監査委員の協議により決定する。

(4) 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

監査対象は抽出により選定し、9月上旬から2月上旬までの期間に実施する。

(5) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。なお、決算審査は、7月中旬から9月上旬までの期間に実施する。また、各部の主要事業を選定し、所管部課長から事業内容、成果等を聴取して

調査を行う。

(6) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。なお、基金運用状況審査は、決算審査に併せて実施する。

(7) 健全化判断比率審査

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。なお、健全化判断比率審査は、決算審査に併せて実施し、所管部課長から内容を聴取して調査を行う。

(8) 例月出納検査

会計管理者が行う現金等の出納・保管事務が正確に行われているか検査する。なお、例月出納検査は、月1回実施するものとし、実施日は原則として24日とする。

(9) 住民監査請求に基づく監査

請求に基づき、区の執行機関等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実を是正し、区民全体の利益を確保する見地から監査する。

(10) その他の監査

(1) から (9) に掲げるもののほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為については、法令の規定に基づき、実施する。

3 監査の年間予定

別表「令和7年度監査スケジュール」及び「令和7年度監査実施時期一覧」のとおりとする。ただし、隔年等で監査を予定している職場であったとしても、過去の監査における指摘事項等の状況によっては、実施時期を前倒しする。

4 その他

(1) 監査事務の効率性及び各事務事業の適正把握のため、事前に必要な資料の収集、分析等を行う。

(2) 区の事務事業におけるペーパーレス化の状況等を踏まえ、それに対応した監査の実施方法について検討を進める。

(別 表)

令和7年度 監査スケジュール

令和7年4月9日

監 査 の 種 別 ・ 期 間			監 査 の 対 象 年 度 ・ 箇 所 等	
定 期 監 査	第1回 (庁内等)	4月上旬から 10月上旬まで	主に 令和6年度	区長部局
	第2回 (教育委員会事務局) (学校)	9月下旬から 2月上旬まで	主に 令和6年度 令和7年度	教育委員会事務局、中央図書館 小学校48校、中学校24校、特別支援学校1校、 幼稚園1園、地域図書館6か所 (実施箇所は抽出)
	第3回 (出先機関) (行政委員会等)	12月下旬から 3月下旬まで	主に 令和6年度 令和7年度	清掃事務所、障害者施設課、西生活課、東生活課、 保健所、保健センター4か所、児童相談課、 子ども家庭支援課、会計管理課、監査事務局、 選挙管理委員会事務局、区議会事務局 地区センター19か所、区民事務所6か所、 消費生活センター、シニア活動支援センター、 児童館24か所、学童保育クラブ20か所、 子ども未来プラザ3か所、保育所32か所、 道路保全事務所、立石駅周辺地区街づくり事務所、 公園管理所、郷土と天文の博物館 (実施箇所は抽出)
工 事 監 査	第1回	4月上旬から 10月上旬まで (実地監査は随時実施)	主に 令和6年度 工事及び関連 委託	営繕課、道路建設課、道路補修課、公園課 (実施箇所は抽出)
	第2回	9月下旬から 3月下旬まで	主に 令和7年度 工事及び関連 委託	営繕課、道路建設課、道路補修課、公園課 (実施箇所は抽出)
行政監査		未 定	未 定	
財政援助団体等監査		9月上旬から 2月上旬まで	主に 令和6年度	出資団体、補助金交付団体、公の施設の指定管理者及び これらの主管課 (実施箇所は抽出)
決算審査		7月中旬から 9月上旬まで	令和6年度	各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、 実質収支に関する調書、財産に関する調書
基金運用状況審査		7月中旬から 9月上旬まで	令和6年度	各基金運用状況報告
健全化判断比率審査		7月中旬から 9月上旬まで	令和6年度	実質赤字比率、連結実質赤字比率、 実質公債費比率、将来負担比率
例月出納検査		毎 月 (原則24日)	会計管理者の権限に属する現金の出納に関する事務の執行	
住民監査請求に 基づく監査		随 時	随 時	

令和7年度 監査実施時期一覧

(別 表)

監 査 等 区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第 1 回 定 期 監 査 (庁 内 等)												
第 2 回 定 期 監 査 (教育委員会事務局・学校)												
第 3 回 定 期 監 査 (出先機関・行政委員会等)												
第 1 回 工 事 監 査 (令和6年度後半工事等)												
第 2 回 工 事 監 査 (令和7年度前半工事等)												
行 政 監 査 (未 定)												
財 政 援 助 団 体 等 監 査												
決 算 審 査												
基 金 運 用 状 況 審 査												
健 全 化 判 断 比 率 審 査												
例 月 出 納 検 査 (毎 月 原 則 2 4 日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民監査請求に基づく監査 (随 時)												